

◆すこやか子育て

支援手当制度

合併により、第3子以降に支給されていた出生祝金と入学祝金は廃止され、代わりに「すこやか子育て支援手当制度」が制定されました。

この制度は、第3子以降の子どもさんに対して、月5千円を支給する制度です。

4月1日現在で、該当する世帯は既に通知してあります。

対象者・要件

満18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、3人目以降の児童が満6歳に到達する月まで助成を受けることができます。

支給額

- ・対象児1人の場合 5千円
- ・対象児2人の場合 1万円

支給時期

2月・6月・10月にそれぞれ前月までの4か月分が支給されます。

お問い合わせ先  
福祉介護課福祉係

☎ 1111 内線 2133



国民健康保険税

国民健康保険税には、被保険者の所得内容により、税額のうち均等割と平等割を2割軽減する制度があります。

この2割軽減は申請制度で、7月が申請時期となっています。軽減制度の内容については、世帯の合計所得が、

- 1人世帯の場合 68万円
- 2人世帯の場合 103万円
- 3人世帯の場合 138万円

以下が該当になります。

該当すると思われる方は、7月1日から15日までの期間内に申請をしてください。

お問い合わせ先  
税務課町民税係

☎ 53 - 1111 内線 2111

◆平成17年度地籍調査

実施予定地区

旧宮之城町大字平川の一部

2 26k<sup>2</sup>m

73字 3001筆

- 下永蓮葉・上永蓮葉・武堀
- 切・柵木ヶ迫・新城・笠松ヶ
- 迫・梅木ヶ段・豆打原・椎木
- ヶ迫・藤ヶ崎・大迫・管牟田・
- 葛ヶ迫・天役保・井手頭・肥
- 床ノ段・下城ノ下・上城ノ下・
- 城・大原・鯉の巣・砂走・天
- 神ノ下・福尾・紺柿田・湯崎・
- 樋渡・宇都・野中・横打・下
- 木場田・比良田・角石・岩元・
- 下天ヶ瀬戸・上天ヶ瀬戸・井
- ノ尻・柿木ヶ丸・下諏訪宇都・
- 上諏訪宇都・楠ヶ段・稲津・
- 川久保・山中・松下・土取・
- 砂田・川附・竹下・園田・川
- 原田・樋掛・大泉庵・後迫・
- 宮坂・宮ノ脇・屋敷田・出口・

- 上管牟田・下中島・片白・摺
- 木・平八川原・堂ノ峯・供養
- 塚・切通・野下・屋根添・宇
- 道良・悪四郎原・柿山・鶴木・
- 内田

旧鶴田町大字紫尾の一部

1 24k<sup>2</sup>m

11字 1191筆

- 鳥居ノ下・カシキ王子・峠
- ノ下・町口・的場・外園・長
- 崎・古屋敷・湯ノ向・小鹿倉・
- 菩提石ノ前

なお、ほ場整備確定地区は除きます。また、今後は土地所有者も高齢者が多いため、杭立てが困難なことが予想されます。早めに土地所有者同士で境界の確認をお願いしま

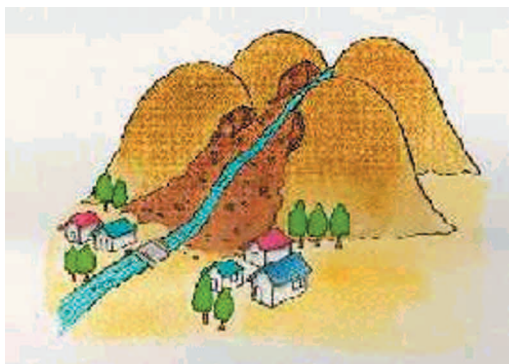
お問い合わせ先

税務課地籍調査係

☎ 1111 内線 2117

土砂災害防止月間

6月1日～6月30日

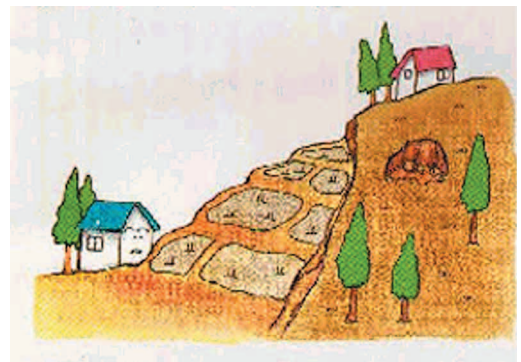


雨に注意!!

一般的に1時間に20ミリ以上、また降り始めてから100ミリ以上になったら、土砂災害の危険が高いとされており十分な注意が必要です。気象情報に注意しましょう。

危険箇所

家の近くにある土砂災害危険箇所を確認しておきましょう。もしわからなかったら、役場か県土木事務所にお問い合わせください。



避難場所

指定されている避難場所を確認しておきましょう。役場からの情報をよく聞き、必要な場合は早めに避難しましょう。

連絡先

- ◆さつま町役場 ☎53-1111
- 本庁（建設課・耕地林業課）
- 鶴田・薩摩総合支所（建設課・経済課）